

矢部川水系河川整備計画（案）に  
係るご意見について

平成23年12月

# 意見集約結果(説明会、意見箱、インターネット、FAX)

## 1. 概要

平成19年11月22日に国土交通大臣により「矢部川水系河川整備基本方針」が策定され、現在「矢部川水系河川整備計画-国管理区間-」の策定に向け鋭意作業を行っているところです。

策定にあたっては、国土交通省筑後川河川事務所と福岡県がそれぞれ平成23年9月13日に「矢部川水系河川整備計画(原案)-国管理区間-」「矢部川水系河川整備計画(原案)-県管理区間-」を公表し、流域関係住民の方々のご意見を伺うために、住民説明会の場や意見箱、インターネットなどによる手法を用いて皆様方から数多くの貴重なご意見を伺いました。

## 2. 意見総数

全体として、国管理区間と県管理区間に対するご意見として162件  
(国管理区間に対するものと思われるご意見が117件であった)

# 住民説明会開催状況及び意見箱設置状況

## 矢部川水系河川整備計画（原案）住民説明会

- ①9月27日（火） 19時～ 柳川市説明会
- ②9月28日（水） 19時～ 筑後市説明会
- ③9月30日（金） 19時～ 八女市説明会
- ④10月4日（火） 19時～ みやま市瀬高管内説明会
- ⑤10月6日（木） 19時～ みやま市高田管内説明会



### 意見箱設置箇所 計24箇所

1	柳川市役所柳川庁舎	9	みやま市役所本庁	17	八女市黒木総合支所
2	柳川市大和庁舎	10	みやま市高田支所	18	八女市立花支所
3	柳川市三橋庁舎	11	みやま市山川支所	19	福岡県南筑後県土整備事務所
4	柳川市立大和公民館	12	筑後市役所	20	福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所
5	柳川市立三橋公民館	13	八女市役所	21	福岡県八女県土整備事務所
6	柳川市立図書館(本館)	14	八女市上陽支所	22	筑後川河川事務所矢部川出張所
7	柳川市立三橋図書館	15	八女市矢部支所	23	筑後船小屋駅(JR)
8	柳川市立雲竜図書館	16	八女市星野支所	24	道の駅みやま

# ■住民説明会、意見箱やメール、Faxによる 意見集約結果について

- 国管理区間、県管理区間併せて、162件の意見を頂きました。
- 「治水」「水利用」「環境」「河川管理」「手続き関係」「その他」の6つのカテゴリーに分類し、集約すると「治水」と「河川管理」に対する意見が多く、全体の7割近くを占めていました。

## 国管理区間（県管理区間含む）に対するご意見

治水	水利用	環境	河川管理	河川整備 計画策定 手続き関係	その他	合計
39 (52)	5 (8)	23 (27)	40 (59)	7 (7)	3 (9)	117 (162)

## 以下、国管理区間に関する主要な意見

治水	・堤防拡幅などの堤防強化など河川整備を早く進めて欲しいとのご意見のほか、森林保全等を含めた流域治水や橋梁の架替や樹木伐採の内容に関する意見が寄せられています。
水利用	・日向神ダムの運用を含め、有明海や河川環境の保全のため河川流量を確保といった意見が寄せられています。
環境	・環境面では魚道の改良や設置、外来種を駆除し動植物や自然環境に配慮した河川整備・河川工事を求める声があり、ほかには水質の向上や土砂供給について意見が寄せられています。 ・利活用面では学習拠点づくりや散策路などの親水施設整備を求める意見が寄せられています。
河川管理	・松原堰などの河川管理施設の施設操作に関する意見やゴミ問題や不法投棄対策、ほかには出水時におけるわかりやすい河川情報の提供などの意見が寄せられています。
手続き	・河川整備策定にかかるなかでの住民説明会の位置づけや意見聴取した内容の公開、河川整備計画の評価に係る内容などの意見が寄せられています。

# 治水に関するご意見 39件

# 一 国管理区間一

No.	実際の意見内容	要約	対応
1	整備計画の早期着工・完成を。	治水事業の早期着手ならびに事業促進を。	<p>本計画は、今後、概ね20年間で実施していくよう考えているところであり、箇所毎の整備時期について、現時点では明確にお示しできませんが、現在、下流の高潮対策を優先的に進めており、高潮対策事業の進捗を踏まえながら洪水対策についても順次整備していくこととしています。</p> <p>P1【計画の概要 1.1計画の主旨】</p>
2	河川整備を早く進めて下さい。		
3	豪雨に対する堤防の強化を一年でも早くお願いします。		
4	浸水被害が出ないような整備をお願いします。		
5	地元からの要望については早急な対応を。		
6	整備実施はいつごろ？また予算の見通しは？全体でだいたいいくらかかるのか？		
7	船小屋温泉大橋付近はS28時に決壊している。当該箇所の整備はいつごろか？	船小屋地区の整備の早期完成を	
8	船小屋地区の護岸整備の早期完成を！	高潮対策の整備促進を	
9	柳川市大和町中島地区の高潮の改修計画の時期等について教えてもらいたい。		
10	楠田川改修工事の進捗を図ってほしい		
11	8月31日に、飯江川橋に新しく側道橋が完成し、歩行者や自転車が安全に通行できるようになった。大雨が降る前に矢部川や飯江川の堰や水門から十分放水して川の水位を低くしておけば、飯江川橋を架け替えしなくてはならないような洪水は起きないと思う。側道橋ができたばかりだし、飯江川橋の架け替えには反対する。		<p>大雨が降る前に矢部川や飯江川の堰や水門から十分放水して川の水位を低くしておけば、飯江川橋を架け替えしなくてはならないような洪水は起きないと思う。側道橋ができたばかりだし、飯江川橋の架け替えは必要ないのでは。</p>
12	近所の飯江川橋は、側道橋の完成から日が浅く、架け替えには反対する。大雨の前に上流域の水位をあらかじめ低下させておけば簡単に冠水することはない。干潮になれば自然と水は引いていく。		
13	飯江川橋の歩道は完成したばかりで、架け替えには反対。大雨が降っても洪水にならないように、早くクレーンや堰にたまっている水を放水することが肝心だ。干満の差がコレだけ大きい海は他の地域にはない。干満の時に、大雨を察知したら速やかに放水する対応が1番求められる。橋の架け替えをしなくても、洪水になる可能性は極めて低い。		
14	大雨前に堰や水門から蓄えた水を海に流してしまわないと洪水は防げない。いくら嵩上げ・川の拡幅工事をして、現在のように大雨前でも水を堰や水門で蓄えている状況なら、洪水は起きる可能性は高い。満潮では放流できないので、干潮時に早目に放流する体制を整えることが先決である。飯江川橋架け替えは必要ないと思う。		
15	飯江川橋は流下阻害の要因になるとは思われず、架け替えは不要ではないだろうか。		
16	飯江川橋は歩道を新設したばかりで、架け替えには反対。		
17	飯江川橋の近くに住んでいるが、8月31日に歩道が新しく付設されたばかりで、干潮に合わせた川の水位調節により洪水は防げる可能性が高いことから、同橋の架け替えには反対。		
18	歩道を新しく設けた飯江川橋架け替えには驚いた。時期尚早で反対したい。天気予報で雨量は事前に予測されるから、樋門等の操作で河川の水位を低下させることで洪水は防ぐことができる。		
19	樹木伐採や飯江川橋架け替えは流下阻害の要因となっておらず、現状のままで支障はない。		
			<p>平成23年8月に設置された『側道橋』は、設計にあたり流下阻害とならないよう必要な橋梁桁下高（余裕高）を確保された設計がなされ整備されておりますが、昭和13年に設置された『車道橋』については、桁下高が計画高水位より低い状況であり、今回飯江川の対象流量である戦後第二位の平成13年7月洪水規模相当が流下した場合においても、必要な桁下高（余裕高*）が確保されておらず、流木等の捕捉などによる流下阻害により、水位上昇を助長させるおそれがあることから、今回余裕高を確保した形で架替する必要があると考えています。</p> <p>そのため、桁下高が確保されていない『飯江川橋（車道橋）』についてのみ、架替を行う橋梁として掲げたものです。</p> <p>なお、具体的な架替方法などについては、将来の事業実施時期において、施設管理者である道路管理者と調整を図った上関係住民の方にお示しすることとしております。</p> <p>なお、整備計画本文には架け替え対象の橋梁を明確にするため、「飯江川橋（車道橋）」と追記修正致しました。</p> <p>P64【河川の整備の実施に関する事項 5.2.1(3)橋梁の架替】</p>

No	実際の意見内容	要約	対応
20	樹木伐採や飯江川橋架け替えは流下阻害の要因となっておらず、現状のままでも支障はない。	樹木伐採は流下阻害の要因となっておらず、現状のままでも支障はない。	竹林等の繁茂が著しい箇所については、洪水時には河積が不足し水位上昇の一因となっております、そのため、今回の河道目標流量である戦後第二位の平成2年7月洪水規模相当が流下した場合において、治水上支障となる箇所についてのみ、伐採することとしています。  P64【河川の整備の実施に関する事項 5.2.1(2) 樹木伐採】
21	矢部川と飯江川の合流点は上流にむかって取り付いているが、本来であれば下流に向かっていくのがよいのではないかと？洪水時水が流れないように感じる。	飯江川の合流点は本川の上流にむかって取り付いており危険に感じる。飯江川合流部の処理をお願いしたい	飯江川合流地点については、洪水時において矢部川本川からの影響による水位上昇を想定し、飯江川合流点付近堤防高さを矢部川本川と整合をさせて整備を進めてきたところです。 今後は、合流部においてモニタリング等を行い、ガタ土の堆積や植生繁茂等により、流下能力に支障を来した場合には掘削処理を行うなど対応していくよう考えています。  P73【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1(2) 河道の維持管理 1) 堆積土砂の撤去】
22	飯江川合流部の処理をお願いしたい。		
23	15年～20年程前になりますが矢部川瀬高橋下流の左岸水天宮付近で大雨の時に堤防に亀裂が走り危うい所で決壊を逃れた事がありました。以後同場所の改修もないまま今日に至っています。昨今のゲリラ豪雨を耳にするにつけ当時を思い出して心配しております。当場所は一見しても川幅が広く、ほぼ直角に曲がっており、その割に堤防幅もせまく、路面の高低差が大きく矢部川堤防の中でも非常に危険性の高い所ではないかと見受けられます。又、この地域は人家も多く、大事に至る前に是非改修工事をお願いいたします。流域の危険箇所順位につけた情報も出して欲しい。	瀬高橋下流左岸など水衝部対策を実施してほしい。	湾曲部などの水衝部については、洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防の法面の侵食等によって堤防の安全性を確保できない恐れがあることから、「洪水、高潮対策等に関する整備」に新たに「水衝部等の堤防の安全性の確保」の項目を設け、 みやま市上庄地区及び高柳地区など洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の侵食等によって堤防の安全性を確保できない恐れがある箇所については、根固め、護岸、水制及び法面保護等を実施する旨、新たに記載しました。  P68【河川の整備の実施に関する事項 5.2.1(5) 水衝部等の堤防の安全性確保】  また、河道の維持管理においても、出水後の河床高の経年変化を把握し変状が確認された場合には、詳細調査を実施するとともに、護岸等の整備など水衝部対策として必要な整備を実施する旨、追加記載しました。  P73【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1(2) 河道の維持管理】
24	水系のコーナー（湾曲部）、羽根淵（水はね等）の強化		
25	船小屋駅周辺の筑后市側（右岸側）でスーパー堤防のような整備がされているが、本当にスーパー堤防が必要なのは水衝部となっている病院側（左岸側）ではないか？		

# 治水に関するご意見 39件

# －国管理区間－

No.	実際の意見内容	要約	対応
26	<p>河川整備計画というと100年に一度の大雨を想定してとか、こんな言葉が思い浮かぶのですが、3月の東北沖地震でお分かりのように人工物で自然災害を防ぐのは限界があります。それを想定外という言葉で表現されるのでしょうか、責任者のかたは。防災のための河川の整備という思い浮かべるのが3面張りという工法です。生物の多様性を無視した工法だと思っています。それに遊びに行きたいと思わない川ですね。豪雨の時のために堤防を高くする、そうすると周りの川からの流れ込みや住宅地に降った雨が流れなくなるのでポンプで川に流す。停電になったらどうするのでしょうか？自家発電があるから？この2重にも3重にも備えていたと思われる設備は、まったく役に立たない状況がおこりうることが震災でも明らかになりました。現代的なハードでの対応はまったく無意味で限界があることが分かります。それに比べて昔の人の対策や知恵には驚かされます。筑後川にも流れをゆるくしたり、分けたりなど、このような仕組みに学ぶことが沢山あるのではないのでしょうか。大雨が降ったら、この堤防を決壊させれば、被害が小さくなるとか、そういう場所には住宅地を作らないなど、河川整備のみを考えても限界があるのではないのでしょうか。都市部の雨は地面にしみ込むことなく、ほとんどが溝や小河川に流される仕組みになっています。例えば45mmの雨を想定し設計された溝の周りに15mmの雨が浸みこめば60mm降っても大丈夫でしょう。大雨が降っても保水できるような山や緑地を整備することが重要ではないのでしょうか。河川だけではなく、源流部の山の保全、田畑の維持、整備、ダムではなく自然の治水できるような整備をする必要があるとおもいます。</p>	<p>洪水に対して堤防整備やダム等の河川整備だけでなく流域全体でいろいろな方策を考慮対応することができないか。</p>	<p>治水対策の抽出にあたっては、河川を中心とした対策（河道掘削、築堤、樹木の伐採等）のほか、流域を中心とした対策（二線堤、水田と森林等の保全）についても概略評価を行い、対策工について河川を中心とした対策を決定しました。</p> <p>なお、今回の計画でも沖端川との分派地点で福岡県が整備している筑後広域公園においては二線堤を活用した遊水機能を存知した上での整備が進められているところであり、これらの現存する治水機能の維持について整備計画本文に記載しているところです。</p> <p>また、河口部の旧海岸堤防といった歴史的治水施設についても、はん濫流の拡大や浸水被害の軽減も期待できることから、地域と共通の認識が図られ、施設の保全が行われるように努める旨記載しています。</p> <p>併せてハード対策とは別に危機管理体制の構築・強化、災害等の被害を軽減させる方策、地域における防災力の向上等ソフト対策についても重要であると考え、その方策についても具体的に記載しているところです。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、森林などの保全や、水田等の機能の保全などの流域が持つ多面的な機能の保全は必要との観点から、</p> <p>「6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項」に森林等の流域の状況などを考慮し、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって河川整備を総合的に行う必要がある旨追加記載しました。</p> <p>P 83、84【河川の整備の実施に関する事項 5.3.2(2)災害時の被害を軽減させるための方策】</p> <p>P 87【その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 6.1 関係機関・地域住民との連携】</p>
27	<p>堤防等の整備をする事は大切と思うが、水田等へ洪水時に水をにがす事も考えたら良いと思う。</p>		
28	<p>河川堤防は道路としての利用も多い。あと2m幅を拡げるか、離合場所を増やしてほしい。</p>		<p>治水上必要な堤防幅を超えるような道路としての堤防拡幅については河川管理者では実施できませんが、治水対策や高潮対策の整備箇所については、必要な嵩上げや拡幅を実施することとしています。</p>
29	<p>河川堤防は道路としての利用も多い。あと1m幅を拡げるか、離合場所を増やしてほしい。</p>		<p>また、堤防の安全性確保の観点から、堤防の浸透や侵食、耐震対策等による堤防強化が必要な箇所については、ドレーン工法などの対策を実施し、堤防の安全性を確保していきます。</p>
30	<p>堤防道路における離合場所を簡易的なものでもいいので年2、3箇所くらいは設置してもらいたい。</p>	<p>治水上、安全にもなることから、堤防の断面を拡幅して、堤防上を車が通りやすくしてほしい。</p>	<p>なお、堤防上における離合箇所については、災害時における緊急車両の車両交換所としての必要性もあることから、緊急車両が堤防を往来するための車両交換所の整備など緊急復旧や水防活動等にも資する整備を実施する旨整備計画本文に追加記載しました。</p>
31	<p>堤防を厚くしてほしい。安全になって、車も通りやすくなって、一石二鳥。</p>		<p>なお、道路管理者により堤防道路の計画がある場合で、河川管理者として、堤防としての必要な堤防断面を確保するため嵩上げや拡幅等を行う場合においては、道路管理者と調整しながら、堤防道路の整備を行う場合もあります。</p>
32	<p>堤防道路の整備をお願いします。</p>		
33	<p>河川堤防の強化・整備（上流部）</p>		<p>P 86【河川の整備の実施に関する事項 5.3.2(4)防災活動を円滑に行うための整備】</p>

# 治水に関するご意見 39件

## 一 国管理区間

No	実際の意見内容	要約	対応
34	流域には急傾斜地帯が多く豪雨で地すべりが発生する恐れがあり、本年台風12号のような単ダム発生も予想されることから地すべり対策にも配慮願いたい。	地すべり対策や森林の保全等についても配慮して欲しい。	整備計画上では、地すべりなど大規模な災害等が発生または発生する恐れがある場合には、必要に応じて災害対策用機器等の資機材や職員を派遣し、迅速に情報を収集・提供し、必要に応じて応急復旧資材を提供するなどの支援を図る旨記載しているところです。 また、福岡県の整備計画本文においては、森林環境税などを通して荒廃した森林等の再生に取り組む旨記されているなど河川整備だけでなく記されているところです。 なお、ご指摘のとおり、森林などの保全や、水田等の機能の保全などの流域が持つ多面的な機能の保全は必要との観点から、 「6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項」に森林等の流域の状況などを考慮し、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって河川整備を総合的に行う必要がある旨追加記載しました。 P 86【河川の整備の実施に関する事項 5.3.2(3)3) 災害発生時の自治体への支援】 P 87【その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 6.1 関係機関・地域住民との連携】
35	ゲリラ的雨量に対して治水、上中流を治水対策を必要以上にやらなくてもよい。大切な事は山の自然ダムが現在、植林・茶畑などの開拓によるダムを自然林山の保護が先決になる。		
36	昔の人が培った治水・利水等も参考にし、自然を壊さないようにお願いしたい。	河川技術の継承が重要	矢部川は、ご意見のとおり、多くの歴史的構造物が今なお受け継がれてきており、2.2.2治水事業の経緯において、千間土居や水剌（みずはね）などについて記載しているところです。 なお、ご意見を踏まえ、水衝部対策等の実施にあたっては、過去に用いられた水剌（みずはね）などの伝統的な技術を踏まえた最適な工法により実施する旨、新たに記載しました。  P 68【河川の整備の実施に関する事項 5.2.1(5) 水衝部等の堤防の安全性確保】
37	地震による堤防の決壊確率のようなものは算定されているか？	地震発生時の堤防の安定性はどうなっているのか	地震に対する堤防の安定性に関する調査検討を行い、対策が必要な箇所については対策を講じるよう考えています。
38	昭和28年以前の7年前ぐらいにも大きな災害が起きているので整備計画で触れてもらいたい。	昭和28年以前にも大きな災害が起きているので整備計画で触れてもらいたい。	戦後最大の洪水である昭和28年より以前の洪水についても、大正10年6月洪水、昭和3年6月洪水、昭和21年7月洪水を記載し、これまで矢部川流域で行われてきた治水事業の経緯もとりまとめて、掲載しています。  P 24【矢部川水系の概要 2.2.1 過去の水害 2.2.2 治水事業の経緯】
39	今年は、全国各地で地震や台風による被害が深刻で、多額な費用がかかるとされる当該計画は、被災地が復興してから取り組むべきだと思う。	今年は、全国各地で地震や台風による被害が深刻で、多額な費用がかかるとされる当該計画は、被災地が復興してから取り組むべきだと思う。	矢部川においても、計画規模を上回る洪水・高潮の発生や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合、被害が甚大となることから、被害が軽減されるようハード対策やソフト対策を進めていくこととしています。



# 水利用に関するご意見 5件

## — 国管理区間 —

No	実際の意見内容	要約	対応
1	日向神ダムの運用を扱われるような書きぶりがあるが、具体的な計画を教えて欲しい。お堀の水不足で苦慮している面もあり、ノリ期の水確保の話もあり、降雨予測技術が進化していることから、洪水調節容量を見直せばという話も聞く。	日向神ダムの運用について、有明海や下流環境の保全のため、容量配分の見直しなどにより河川流量を確保して欲しい	関係機関と連携しながら既存施設である日向神ダムの有効活用等による流況改善及び良好な河川環境の保全に努める旨、河川整備計画（原案）に記載しておりますが、矢部川の河川流量確保は有明海的环境保全にも資することから、有明海的环境保全に資するように努める旨を追加記載しました。  P 6 9【河川の整備の実施に関する事項 5.2.2 (1) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持】
2	日向神ダムの運用について、有明海や下流環境のため、昔のままの運用ではなく、流量の調整と運用を考えていく必要があるのではないか。		
3	水融通の円滑化とはどんなものを想定しているのか？	整備計画本文で記載されている水融通の円滑化とはどういった内容を指しているのか	渇水等の被害が想定される場合は、既存組織である「矢部川水系渇水調整協議会」等を活用して各種調整を行っています。より明確になるよう、活用する協議会名を追加致しました。  P 6 9【河川の整備の実施に関する事項 5.2.2 (2) 渇水時等の対応】
4	八女地方の上水道水は筑後川から取水しているようですが、矢部川よりどうしたら取ることが出来るか教えてほしい。	八女地方の上水道水源は筑後川に頼らず、矢部川から新たに取水ができないか	矢部川は、古くから高度な水利用が行われており、日向神ダムの建設などにより河川流量の確保を行ってきている状況であり、新たな水利権を取得するためには新たに水源確保が必要となります。
5	矢部川の水が何に使われているのか、どういう仕組みになっているのか知りたい。簡単な言葉で。	矢部川の水が何に使われているのか、どういう仕組みになっているのか知りたい	矢部川の水は主に農業に使われていますが、水利用の現状については、P 4 0河川整備計画「3.2.1水利用」に詳しく記載しています。

No.	実際の意見内容	要約	対応
1	高田堰について、S30ごろに改修されたが魚道がついていない。治水面はしっかりやってもらっているという感じはうけるのだが、環境が二の次になっており、排水路的な河川になってしまった感がある。環境や利用についても重視してほしい。整備計画では、これまでの治水優先の考え方を変えるなどの対応が必要ではないか。	・飯江川の高田堰には魚道がついていない。環境や利用についても重視してほしい。 ・魚道改良をお願いしたい。	矢部川本川は、魚道が整備され、河川の連続性が確保されていますが、支川飯江川高田堰では、かんがい期(主に5～10月)は堰操作により、河川の連続性が確保されていません(かんがい期以外は河川の連続性は確保されています)。 そこで、河川整備計画の第3章「現状と課題」において、支川の連続性確保と魚道の改良について、矢部川の課題として追加記載しました。 また、第5章の「河川の整備の実施」に関しては、魚道の記載がありませんでしたので、ご意見を踏まえ、地域住民、関係機関と連携、調整を図りながら、既存施設の改良も含め河川の連続性確保に努める旨、新たに記載しました。  P48【矢部川の現状と課題 3.3.1(4)河川の連続性】 P70【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3(1)河川環境】
2	魚道改良をお願いしたい		
3	昔に比べて外来種以外の魚がめっきり少なくなった。古来の魚を増やすためにも、堰等への傾斜がゆるやかな魚道の設置は実施していただきたい。そして、生物の生態系を壊してしまう川の拡幅工事は絶対行なってはいけない。ますます魚が少なくなってしまう。拡幅工事には強く反対する。		
4	各堰等に、渇水時でも魚が上流へ移動できるような、ゆるやかな勾配のある魚道を整備していただきたい。		
5	漁協が稚鮎をくみ上げやすいような魚道ではなく、野鮎がしっかりと往来できる魚道への改修を望む。		
6	河川は環境が1番大切であり、外来種の魚類を排除してもらいたい。	外来種を駆除してもらいたい	外来種については、治水、河川環境への影響を踏まえ除去に努める旨を整備計画(原案)に記載していましたが、より具体的にするため、代表的な特定外来生物について種名を記載するとともに、関係機関や地域住民等と連携・協力して除去等の取り組みを推進する旨、追加記載しました。  P70【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3(1)河川環境】
7	20～30年の整備を考える上で治水・利水も確かに大事だが環境面の整備も大事ではないか。植栽など整備計画に盛り込めないか。	魚類をはじめとした動植物や自然環境に配慮した河川整備をしてほしい。	本整備計画では引堤工事や掘削工事など大規模に河川内を拡幅・掘削する河川整備の内容は掲げておりませんが、築堤に伴う護岸整備や樋管、水門等の整備時、災害復旧等においては河川内の工事が伴います。 河川改修、河川維持工事にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、多自然川づくりを行う旨を河川整備計画(原案)に記載していましたが、ご意見を踏まえ、より具体的にするため、魚類をはじめ動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりを行う旨、追加記載しました。  P70【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3(1)河川環境】
8	水面から上の整備も大事だが、魚がすみやすいような川底も配慮してほしい。		
9	自然環境の破壊につながる河川の拡幅工事や樹木伐採は反対する。	動植物の生息・生育・繁殖環境を壊すような河川の拡幅工事はやめてほしい	
10	各川の拡幅工事は、魚の棲み処や産卵場所等生態系を破壊する行為なので、これにも反対する。		
11	矢部川や飯江川等の拡幅工事は魚貝の生息地や植生を根こそぎ消滅させて環境破壊を引き起こすので中止していただきたい。		

No	実際の意見内容	要約	対応
12	水質向上をして、魚が豊かな河川になるように	水質向上をして、魚が豊かな河川になってほしい。	水質は、河川整備計画原案の第4章「河川整備計画の目標に関する事項」に水質の保全とさらなる向上を目指す旨、記載していましたが、第5章「河川整備の実施に関する事項」においても、水質の保全とさらなる向上に努める旨、追加記載しました。  P70【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3(2)水質】
13	以前に比べると水質が悪化しているように思える。		
14	水質の浄化をお願いしたい。		
15	親水整備や散策路など川とのつながりを確保してほしい。	親水整備や散策路など川とのつながりを確保してほしい。	河川の利活用については、良好な河川環境が多く残っていることから、河川学習の場の整備については河川整備計画（原案）に記載していましたが、ご意見を踏まえ、さらに、地域住民等が河川環境学習や憩いの場として活用できる川づくりを目指すとともに、河川敷の有効活用、上下流等のつながりを確保する動線整備等については、周辺のまちづくりと一体となった川づくりを行う旨、追加記載しました。
16	川沿いの道は、管理するためにも必要。住民は、ウォーキングに利用すれば、川に親しめる。清掃・草刈も県と連携してやれば、良い関係になれるのでは？		
17	川沿いの道を舗装して下さい。		
18	子供たちが遊べるような計画を	子どもたちが活用できる矢部川を守る学習拠点づくりをお願いしたい。	P71【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3(3)河川空間の整備と適正な利用】
19	矢部川を守る学習拠点づくりをお願いします。		
20	川の歴史や機能などについて、現地（場）に多く情報を配置し、日頃から地域住民に親しみやすい環境を整えて頂きたい。		
21	みやま市、柳川市内の河川敷の有効利用	河川敷の有効活用が必要	
22	船小屋で計画されている塵芥荷揚場などの環境整備の内容と時期について教えてほしい	船小屋地区の環境整備の内容と実施時期について教えて欲しい	船小屋地区の環境整備については、アクセス等の利便性に資する河川管理用通路、水面利用も可能となる塵芥荷揚場等の河川利用に配慮した整備を計画しており、現在関係自治体、地域住民の方々と協議を進めているところです。  P71【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3(3)河川空間の整備と適正な利用】
23	広域公園の中に川の駅があるがあれは国がやっているのか？	広域公園の川の駅は国が整備したのか。	筑後市において、整備されています。

# 河川管理に関するご意見 40件

# 一 国管理区間一

No	実際の意見内容	要約	対応
1	松原堰について、旧堰は石積みで上下流には瀬があつてすごくよかった。今は土砂は堆積し海まで流れて行かなくなった。松原堰は動植物にとってみれば100%悪さをしている。洪水の時は松原堰のゴムを縮ませて本川に水を流すが、その後沖端川には水が流れてこない。魚が干し揚がって鳥の格好のエサになり魚が死んでしまう。松原堰の改築・改良なども整備計画に記載して欲しい。	沖端川への分流を含めて、洪水時・平常時の松原堰の操作はどのようにされているのか。	<p>松原の堰操作については、整備計画（原案）に、洪水時の流水の疎通機能の確保や平常時ならび洪水時の矢部川と沖端川との流水の適正な分派を目的として整備され、操作規則等に基づき、所要の機能が維持されるよう適正な操作・運用を行っていく旨、記載しています。</p> <p>なおご意見を踏まえ、下流環境や水利用の状況を踏まえた操作を図っていく旨、追加記載しました。</p> <p>P74【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1（3）樋門・樋管、排水機場、堰等の操作管理】</p>
2	洪水時に沖端川に流れすぎており、下流の住民は心配している。矢部川との分派地点に水門を設けるなどして、沖端川の水位を下げられないか？分流の調整はどうなっているのか。		
3	H19洪水時にも松原堰を倒していたが、まだ沖端川の水位が高いのでは？		
4	松原堰の改築により、矢部川本川への流量が減ったのではないか。		
5	大雨が降ると田畑が冠水しやすい下流域に住んでいる。冠水の原因は、堰や水門からの早めの排水が不十分だからだ。 将来、川の拡幅や堤防の嵩上げ工事を計画しているが、干潮時に早めの排水が行なわれない以上、どれだけ工事しても冠水は防げないだろう。冠水の恐れは年に数回だけ。無駄な工事はしなくていいから、排水管理をきちんとしてほしい。	<p>感潮区間などの下流域の堰や水門等の操作について、大雨が予想される時には干潮時にあらかじめ排水するなどの操作管理をしてほしい。</p> <p>洪水時等において操作が必要な樋門・樋管及び排水機場等については、関係機関と協力し、操作規則等に基づき迅速かつ適正な操作を行う旨、整備計画（原案）に記載しています。</p> <p>なお大雨が予想される際、クリークなどに貯まった水の事前排水は流域対策のひとつとして効果があると認識しておりますが、実施時には、施設管理者を含めた関係機関と調整を行い、合意形成を図ることが必要となります。</p> <p>P74【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1（3）樋門・樋管、排水機場、堰等の操作管理】</p>	
6	洪水前に、矢部川や飯江川の堰の水位を排水により低下させておけば、資料の計画高水位か、もう少し低くてよい。大雨前に干潮に合わせた排水管理をお願いしたい。時々、堰の水位は見ているが、台風などの大雨直前でも水位は高い。排水が不十分で心配です。		
7	橋の架け替えよりも、干潮時の放流が大事である。樋門等操作の管理体制が不十分。		
8	大雨で田畑は冠水するとなかなか水が引かず、農作物に毎回被害が出ている。満潮時は排水できないから、早々に川やクリークの排水操作を行うべきである。浸水してから役人が慌てても遅過ぎる。 梅雨や台風の時期でも、堰やクリークの水量が多過ぎる。これではすぐ田畑は冠水してしまうので、来年以降は注意して排水操作を行ってほしい。		
9	大雨が予測される前の干潮時に、河川や各堰・水門等の水位をどれくらいの深さに調整するかの対策を早急に行なってほしい。 洪水防止のため、各地点を低水位に保つためのガイドラインの作成が必要だと思われる。合同河川演習とともに、合同水量調整演習も実施していただいて、浸水に備えてほしい。		
10	「冠水しているから、早く排水してほしい。」と市に連絡しても「満潮だから排水できない。」と答える。一体何十年同じ事を繰り返すのか。大雨前でも水位を下げないし、はっきり言って人災である。 降水の予報や干潮・満潮の時間は事前に調べて行動すべきである。操作員が高齢化で操作の負担が大きいのなら、若年層の操作員を消防団員などから採用すべきだと思う。		
11	大雨前に堰やクリークにたまった水を放流で低水位に管理して備えておけば、洪水や高潮は防げると思う。		
12	樹木伐採や飯江川橋架け替えは流下阻害の要因となっておらず、現状のままで支障はない。大雨前の堰や水門からの放流不足が洪水の要因である。		
13	梅雨から台風の季節にかけては河川やクリークの水位を下げて大雨に備える訓練とマニュアルの作成が必要だと思われる。		

# 河川管理に関するご意見 40件

# —国管理区間—

No	実際の意見内容	要約	対応
14	砂が上流から流れてこなくなったと言う話が以前から言われている。河川や海にも砂がなくなり環境が変化している。	有明海や下流環境の保全のため、上流から下流へ土砂を流す必要があるのではないか。	<p>総合的な土砂管理は、河道維持の観点から河川整備計画（原案）に記載していましたが、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点や河川環境の観点からも重要であることから、ご意見を踏まえ、土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、河川環境の変化を把握し、必要に応じた対策を講じることで良好な河川環境の維持に努める旨、また、河川への土砂流出の変加や河道及び海域における堆積、流入土砂の挙動に関する調査・研究について、関係機関と連携を図り努める旨、追加記載しました。</p> <p>P 7 6【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1(6) 総合的な土砂管理に向けた取り組み】</p>
15	有明海や下流環境の保全のため、日向神ダムや松原堰の土砂を海へ（上流から下流へ）流す必要があるのではないか。		
16	矢部川で防災拠点や学習館のようなものを整備してもらいたい。筑後川では久留米と大川の2つもある。	防災拠点や学習できる施設の整備はできないか。	<p>災害時の復旧に資する基盤整備等は重要なことから、水防資機材の備蓄を行う側帯の整備や、緊急車両が堤防上を往来するための車両交換場所の整備など緊急復旧や水防活動等にも資する整備を実施する旨、また、復旧資機材の備蓄、出水時・震災時等の活動・復旧活動の拠点となる防災拠点等の整備や、復旧資機材の輸送ルートや避難路の確保としての河川堤防と主要地方道などと円滑なネットワークの構築に向けて、関係機関と連携・調整しながら取り組む旨、さらに、防災拠点等の整備にあたっては、洪水時等の河川管理施設の保全活動及び緊急復旧活動等、防災活動の拠点としての整備の他、平常時には、地域防災力向上のための防災訓練や学習を行う場としての活動に資する整備についても、地方自治体と連携して推進する旨、追加記載しました。</p> <p>P 8 6【河川の整備の実施に関する事項 5.3.2(4) 防災活動を円滑に行うための整備】</p>
17	草刈については地域への委託。	除草は地域へ委託できないか	<p>堤防の除草委託については、平成23年10月時点で矢部川国管理区間において1市1団体が委託を行い、堤防除草作業を行って頂いているところです。</p> <p>地域住民の皆さんによって、除草作業が行われることで河川愛護の啓発及び河川美化への意識の向上が期待されますので、引き続き関係自治体等に対して情報提供等図りながら、推進して参りたいと考えております。</p> <p>整備計画（原案）には記載していませんでしたので、ご意見を踏まえ、堤防除草に地域住民の方々や自治体等の参画を積極的に推進する旨、追加記載しました。</p> <p>P 7 2【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1(1) 河川管理施設等の機能の維持管理】</p>

# 河川管理に関するご意見 40件

## 一 国管理区間 一

No	実際の意見内容	要約	対応
18	せせらぎ水路は整備前は駐車場として利用できていたが、整備後は侵入禁止となっており不便である。掲示板等で経緯等を説明してもらいたい。駐車場として利用はできないのか？	船小屋地区の駐車場は利用できないのか。	他河川では河川敷などの河川空間利用に際しては、関係自治体が占用されて平常時から洪水時にかけて管理運営する形がとられています。 矢部川の船小屋地区については関係自治体の占用等の予定がありませんが、今後地域からの要望等が高まれば、関係自治体も含め地域が主体的に管理することを前提に占用協議等調整していくことは可能です。
19	せせらぎ水路の取水口が高いため、普段水が流れておらずほとんど機能していない。取水口の高さを下げて、水が流れるようにできないか？	中ノ島公園の放水路のせせらぎ水路は水が流れていないため補修が必要。	中ノ島公園のせせらぎ水路については、親水施設設置の声もある中で、関係機関と調整させていただいた上で整備したところではありますが、水が流れていない期間が長いといったご意見があることは認識しており、現在、実態把握とともに、改善等が図れないか検討を行っている段階です。 具体的な改良方針が定まった段階で、関係機関に対して協議を進めていきたいと考えております。
20	計画（原案）とは関係ないかもしれないが、中ノ島公園付近の放水路整備が必要であったとは思えない。違った河川整備費用の使い方があったのではないか。	中ノ島公園の放水路は必要ないのではないか。	
21	中ノ島公園の親水公園として利用されている部分は、大雨の時に水没し、毎回のように芝がめくれたりたびたび改修工事がされています。その度に無駄では？と思うことがあります。整備に金がかからないような計画をしてもらいたい		
22	堤防への植栽が早く進められるよう努力してください。	河川利用について、堤防の植栽はできないか。	河川利用については、多様な河川利用の実態を踏まえ、今後も河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して、安全性及び利便性に配慮した整備や維持を目指していく旨、整備計画（原案）に記載しています。 なお堤防への植栽は、堤防管理上、原則認められていませんが、桜つつみ整備など条件によっては可能な場合もあります。  P71【河川の整備の実施に関する事項 5.2.3（3）河川空間の整備と適正な利用】

No.	実際の意見内容	要約	対応		
23	矢部川から海域に漂着するゴミについて	河川への不法投棄や海に漂流しているゴミや廃船については、関係機関と連携を図りながら適切な措置を講じるとともに未然の防止を図るため、目的別の巡視を計画的に行っていく旨、整備計画（原案）に記載しております。	<p>また、治水・利水・河川環境、または有明海等における海域の環境の保全等に支障がある場合は撤去等を行うなど河川管理者の責務の範囲内で関係機関や地域と連携・調整を図りながら適切な措置を講じていく旨も記載しているところです。</p> <p>P72【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1（1）河川管理施設等の機能の維持管理】</p> <p>P73【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1（2）河道の維持管理】</p>		
24	堤防の維持管理を適正に行なって、ゴミの不法投棄をなくしてほしい				
25	河川内への不法投棄対策について、広報並びに警察と連携して取締に力を入れてもらいたい。				
26	堤防の維持管理を適正に行なって、ゴミの不法投棄をなくしてほしい				
27	河川敷をほぼ毎日散歩しているが、ゴミの不法投棄や違法な焼却が多い。また、下流域は廃船が多いので、漁業者や漁協は無責任だと思う。パトロールを強化して、検挙率をあげないと違法者は跡を絶たないだろう。				
28	堰や水門付近には、様々な種類のゴミが集まって浮いているので、海にゴミがたくさん流れ込まないように、ゴミ回収の回数を増やしてもらいたい。河川敷のゴミは散歩中に拾っているが、川底に沈んだり、川に浮いているゴミは拾うことができない。地域でも河川美化・清掃活動に取り組んでいるので、ぜひお願いしたい。				
29	一年のうちで水量が最も少ない冬に徹底してゴミ回収を行なってもらいたい。植物は枯れて、川岸に近づきやすく、川の中にある自転車や電化製品等の粗大ゴミの引き揚げも容易になる。この時期だけ、ゴミ回収要員を雇用しても良いと思う。川とクリークの清掃計画を立てて、ぜひ実施してもらいたい。				
30	堤防除草の際には、落ちているゴミの回収作業も同時に行なってもらいたい。河川敷に捨てられるゴミが跡を絶たないことから、罰則を強化し、警察による監視を強化してもらいたい。				
31	洪水になると廃船が海まで流れ出して、事故の危険性が高まります。廃船の撤去に力を入れてほしい。廃船の所有者は厳しく処罰して下さい。撤去費用は罰金請求するくらいの県条例をつくってほしい。車の違反した時の罰金は高いですよ～。				
32	廃船の不法投棄者は逮捕してほしい。罰則を強化しないと悪質な漁業者は減らない。廃船の処分費用はもちろん所有者負担。漁協にもきつく通告してほしい。				
33	私どもの地域は「のり」漁業が盛んですが、のりを製造する時、排水路に小さく切ざんだのりがへどろの様になり、悪臭になり、掘が堆積しています。これを浚渫すれば莫大な金がかかります。漁業組合に指導して下さい。				
34	遊歩道での犬の放し飼いを禁止できないか？				
35	日向神ダムの放流警報施設が八女市にはあるが筑後市にはない。船小屋地区で人を集めるような親水施設を設けるのではなおさら今後必要となるのでは。設置をお願いしたい。			河川内の利用者に水位情報を周知する警報設備などが設置できないか。	<p>危機管理体制の構築・強化として、関係機関等と連携しながら必要に応じて、水位計などを整備していく旨を記載しているところですが、ご指摘を踏まえ、危険度レベルを表示した量水標や回転灯の設置についても整備に努める旨、追加記載しました。</p> <p>P78【河川の整備の実施に関する事項 5.3.2（1）1）防災情報の活用】</p>
36	ゲリラ豪雨等で河川水量が急に増えた場合等に備え、パトライト等で水位上昇量や水位などを示せるようにできないものか？				
37	防災の取り組みとして、船小屋にパトライトの設置をお願いします。（ダム放流時や大雨の際の避難の目安となるように）				

# 河川管理に関するご意見 40件

## －国管理区間－

No	実際の意見内容	要約	対応
38	<p>樋門、樋管、陸閘等の操作員が減っている。河川の水位高によって自動的に操作するなどはできないものか？</p>		
39	<p>排水機場等の施設操作員の高齢化が問題視されているので、40歳代までの操作員の雇用を要望したい。普段は、河川敷等のゴミ収集や不法投棄・焼却のバトロールをして、必要に応じて施設操作の仕事ができればよい。 河川環境の保全と施設操作員の人材育成を図ることができ、将来を見据えた施策だと思う。</p>	<p>河川管理施設の操作員の高齢化については、人材育成を図りながら若年層の操作員を採用していく必要がある。 また人為ミスが生じないよう自動操作も必要ではないか。</p>	<p>河川管理施設の適切な操作は、河川管理上重要であることから、洪水時に的確な操作が図れるよう、操作員に対して定期的に操作訓練・説明会等を実施していく旨、整備計画（原案）に記載しています。 また、CCTVを用いた施設監視や空間監視などITを活用した施設管理を行っていく旨、あわせて記載しています。</p>
40	<p>P8河川管理施設の維持管理のところで、操作員の高齢化が施設操作に支障を来しているとの説明があるが、若年層の雇用を急ぐべきだと思う。集中豪雨や台風による大雨は年間を通してみても数十回しかないのに操作が適切にできないのであれば、非常に問題がある。 土地の冠水は、樋門・樋管・排水機場等の操作を怠った人為的ミスで引き起こされていると知ることができてよかった。施設操作がきちんと行なわれれば、P14の治水事業は実施せずとも洪水を防げる可能性が高いことが分かった。</p>		<p>P74【河川の整備の実施に関する事項 5.3.1（3）樋門・樋管、排水機場、堰等の操作管理】</p>



# 河川整備計画策定手続きに関するご意見 7件

# —国管理区間—

No	実際の意見内容	要約	対応
1	意見聴取するだけでなく、意見を受けてどうしたのか報告してもらいたい。	意見聴取するだけでなく、どう反映したかを公表してもらいたい。	いただいたご意見も含めまして、対応方針等については筑後川河川事務所ホームページ上に公表いたします。
2	<p>今回参加したのは、地域行政に関心があったので参加いたしました。(2011/9/27柳川市民会館)河川整備計画の全容について、たくさんのことをやりますとの説明はわかりましたが、優先順位、期限(概略)が示されておらず、きいていて何が最重要課題なのか要点が掴めませんでした。</p> <p>全体の説明内容から、もっと身近なテーマで捉えて纏め、例えば、災害対策で高潮地域、洪水地域は何処何処で、こういう条件で災害になる、優先順位1番でいつごろまでに対策すると表現されると非常に理解しやすいのですが。</p> <p>各河川の改善については、河川と改善項目を表にして説明する様にされれば判りやすく理解しやすいのではないのでしょうか。また、優先順位も自ずと判断できるのではないのでしょうか。(アンケートにある◎災害対策、◎利水、◎環境等の区分けも一つの案かもしれません)期限については、1年で実施するもの、4~6年で実施するもの、毎年実施するもの等の区分けをされれば判りやすいと思いました。</p> <p>席上、「主催者側から現状掴んでいる問題点と対策についてはこの様に取り組んでいるの説明があって、しかり」の質問をされた方がおりましたが、私も同感です。</p> <p>主催者側21名、市民参加者12名(?)、主催者側としては、万全の体制で臨んだのに気が抜けられたのではないのでしょうか。今回の説明会で、主催者側としては予定の成果は得られたのでしょうか。市報で案内するだけでは、この程度の参加なのかもしれません。行政区長、公民館長等を通じて各地域の見識者を一人でも多く参加してもらおうよう、事前準備の努力不足ではないのでしょうか。あるいは、この程度の参加しか見込めないのであれば、主催者側4~5人でいいのでは(前者にしたいですね)</p> <p>今回の説明会の議事録(質疑応答)は公開されるのでしょうか。是非HP等で見るようにして戴きたいですね。(ただし、今回の分が柳川市の全部の問題点とは参加人員数からも到底思えないので意味のある議事録かは疑問がありますが)出席者名簿に住所を書かないのは、個人情報保護の関係ですが。質問者がどういう地域に住まわれていて質問されたか判った方がより良いのではないのでしょうか。</p> <p>なんでも自由にとのことでしたので、今後少しでも説明会が良くなればと思ひ、気付いた点を挙げてみました。非常に広範囲で膨大な説明、大変ですが、参加者がより判りやすくなるような内容に改善をお願いします。</p>	<p>住民説明会の広報について、市報での案内だけでは不十分ではないか。</p> <p>また優先順位について説明がないため、何が最重要課題が不明であった。わかりやすく伝える必要があるのでは。</p>	<p>河川整備計画を策定するにあたっては、河川管理者だけでなく流域住民の方々のご意見を伺うことは重要と考えております。</p> <p>そのため、矢部川の河川整備に関する説明会については平成19年から平成20年にかけて流域内の29会場を実施しており、その時に頂いた意見などを踏まえた形で今回、河川整備計画(原案)を作成し、整備計画内容等について流域住民の皆様のご意見を伺うべく説明会を開催させて頂いたところです。</p> <p>説明会の周知は、関係市の市報での事前掲載、インターネットによる告知、新聞掲載、主要箇所でのポスター設置による開催告知など行わせていただきました。</p> <p>ご指摘頂いた開催案内や説明手法については、今後の参考とさせていただきますと考えています。</p>
3	(パンフレットについて)やさしく伝えてほしい。		
4	地域住民の意見の収集として、このような説明会をすることに価値や意味があるのか?	住民説明会を開催する意味はあるのか。	
5	このような説明会は以前から定期的に行われていたものか?	このような説明会は定期的に行われているのか。	
6	河川整備計画を評価するシステムはあるのか?自分たちで計画して、実施し、自己満足しているだけの計画ではないのか。	河川整備計画の内容を評価するシステムはあるのか。	河川整備計画に定めた河川改修や環境整備については、学識経験者等の第三者で構成される事業評価監視委員会等にて審議される予定です。
7	個人的な意見で評価が下されるのか		また委員会等で審議された評価結果については九州地方整備局等ホームページ上で公表されます。

## その他のご意見 3件 一 国管理区間 一

No. ▼	実際の意見内容 ▼
1	漁協は放流魚の量を増やすべきと思う。
2	瀬高町方面からの路線バス等をお願いしたい。又、各方面からのバス利便性の向上。
3	筑後船小屋駅の駐車場を増やしてほしい。駅を利用する人が少なくなります。